

「風の人」準備号 5 (97年 10月 23日)

////////////////////////////////////

共に浮かぶ会(神奈川)の皆様

10月7日に予審(preliminary hearing)がありました。その簡単な報告をいたします。

中心的な問題は、“Blood and Rage”の著書、Farrell 氏——現在はどこかの大学の教授となっているようで、検察側は Prof.F を強調していました——への尋問でした。この予審(の中心課題)は、弁護士側が検察側の証人申請に対して氏には証人としての資格がないという motion を出したことに基づいている様子でした。(私自身はむしろ証人申請を逆手にとって、氏の著作のいいかげんさを公判廷で明らかにした方がよっぽど有益だろうという考えでした)

判事の都合などもあって、あまり時間的余裕はないという条件下での hearing でした。そのため申請書の質疑は“基本的に申請書・略歴などに書いてあることだから、あえてここでやることもないでしょう”という形で、ほとんどなしでした。

弁護側は“氏は Terrorism”の専門家ということだけど、Terrorism とは何ぞや(?)” “それだったら、イスラエルのレバノン侵略の後、米軍がジュネーブ地区などを攻撃したことがあるが、土地の人からみたら、米軍 = Terrorism ということになるのではないか(?)”といった問いかけから開始しました。しかし、判事が、“なかなか興味深い問答なのだけど、最初に断ったように、今日は時間が限られているので...”と、この問答はうちきりになりました。勿論、いろんなことを質問していったのだけど、要は弁護側は、“氏の知識 or 本の内容というのは氏が直接に収集したことに基づくものか、それとも新聞その他の方法での伝聞証拠に依ったものか、証人が認めたように被告との関わりにおける内容はすべて伝聞に基づくものである、したがって、氏は証人として不適格であり、判事は検察側の証人申請を却下すべきである”と要求したのです。

こうしたことの結論として判事は、“氏の証人としての発言(問答)に限定を付する。それは被告との関わりを考慮して、71年の「M作戦」被逮捕、77年のダッカ・ハイジャック、及び86年のジャカルタ事件に限定する”と裁定しました。(T 弁護士は、“証人は...限定...”という部分では“してやった!”とばかりにニンマリしていたのですが、“86年の...”ではマッサオという感じでした。果たして、それも制約されるのかどうかは、よくわからないけど、上記した Terrorism 論争などを倍審の前でくりひろげたら、ちょっとした効果があるだろうし、更に、これは明らかに質問できなくなった著作の中のいろんな誤りなどを突くことで、こちらが有利なポイントをかせぐこともできなくなったのですから、私からみれば自ら足枷をはめてしまったようなものです)

この他には、幾つかの細かい点についてあれこれ、そして裁定;たとえば、インドネシア人の証人に対して、通訳体制をどうするか→インドネシア語と英語の通訳は文章毎に行う方式でやる、英語から日本語へのは、これまでそうしてきたように同時通訳とする、公判中、検察側に FBI の人間の同席を認める、など。

ちなみに、日本語の同時通訳のイヤフーンは傍聴席でも借りられるようです。これはその日、通訳にあたっていた女性の弁なので、オフィシャルな確認とは言いかねますが、まあ、そんなところでしょ。

これで、あとは20日からの公判開始あるのみ...と思っていたら、もう一度 hearing を設定、この日

付がなかなか都合がつかず....最終的に、15日 15:00 からとあいなりました。

余談を(冗談みたいな話)を一つ。

この hearing の前日(つまり6日、月曜に)、日本から何通かの手紙を受け取りました。そのうちの一つに、ワシントン D.C.周辺の地図のコピーが同封されていました。私は肉眼で(つまりメガネなしで)見ただけ、“これでは細かいところはわからんじやないのかな”という思いでした。が、“そのMAPはセキュリティ上問題になる可能性が大きいので領置する”ととりあげられてしまいました。あらまあ、こんなこともダメなのか、なんて思っていました、その時点では。ところが、....

この hearing の直前、弁護士が、“昨日、日本から手紙が来ただろう?! その中に地図が入っていたらどうか?! 一体、誰が何の目的で送ってきたのだ?!”などと詰問。

要するに、拘置所当局から FBI を経て検察側へと情報が流れ、ひょっとしたら脱獄 or 奪還作戦を計画云々という推測にまでなっていたらしい、ということが判明しました。

私が合衆国内に住んだことはなく、すでに1年余りになるのに拘置所一裁判所の経路上の主要建物も知らず、ペンタゴンを見て驚いたり、capitol hill(国会議事堂)を見てポケーとなったり....という実情に対して、同情して送られてきたのですが....。

★『Blood and Rage』、「血と怒り」とでも訳しましょうか。この本は、日本赤軍をテロリズムとして断罪していて、城崎さんの手紙にあるように、伝聞資料に基づいた著作です。P.スタインフォフさんの著作部分も資料引用されていますが、こうした伝聞著作を証拠として提出する・させること一つをとってみても、城崎さんへの今回の起訴が如何にデタラメであるかの証左です。

共に浮かぶ会の皆様

10月15日、最後の予審(hearing)がありました。そのことについて簡単に報告します。

—実はこの hearing の前日の夕方になって、弁護士事務所から、検察側が申請している証人(の一部)の資料を入手しました。その中には事件直後のを含めた多くの調書も入っており、現在、その検討に私の頭の中も、「生活」の多くが制約されており、そのために本当に簡単にしかできません。

Jury(陪審)の選出過程にあることが裁判長から報告がありました。百名~百五十名(?)を無作為に選出して、書類回答ですでに何人かを除去した。その除去例の中には、(1)糖尿病、腎臓病で悩んでおり、病院通い。仮にそれがなくても、小便が近く、とても陪審に耐えられない云々、(2)過去3人の警官に殴られたことがあり、とても正しい判断はできない、云々、などなど。(なお、最終適に陪審員が確定するのは、公判に入ってからのこと。公判冒頭に弁護側、検察側が各々何人かを忌避できるそうで、そうした「儀式」の後、ようやく冒頭陳述へと入るそうです)

検察、弁護のおのおのが幾つかの motion(却下申請とでも訳すのだろうか(?))。その中で面白かった二例。

一つ、弁護側が“検察資料の幾つかに不備があり、従って証拠不採用すべき”旨の motion。そのうち少なくとも私の学業成績については、いつそういう成績をとったのかは不明(かつ落第点だったのはどれかも不明)云々、これではあまり意味なし、加えて、それと事件とは関係もない、云々

ということで motion 採用(つまり証拠としては不採用)

今一つ、検察側がインドネシアのポリス(国警であれ、ジャカルタ地区警察であれ)に対する質問は(政治的)事情があり、事件に直接関係しないことなどについての反対尋問は制限して欲しい云々と motion。(初めは反対尋問をしないようにして....、だったのが、判事に指摘されて言い直し。)あれこれと応酬があったけど、結局、事件に関連したことに制限するというので、別にあえて motion として言うこともなかったにじゃないの、という判事の裁定。

公判は、予定どおり、10月20日から。しかし最初の三日程はまだまだ双方の motion やら法律論争やら、上述した陪審員候補への棄却やらなにやらが繰り替えされ、その後ようやく、陪審員を前にして冒頭陳述(検察側)に入っていくということです。そして、公判中は、月～金、9:30～5pm まで基本。

検察側は計40人余りの証人を予定、弁護側は数人(5人～10人のあいだ)を予定ということでした。

追伸 今日、弁護士面会があり、改めて弁護士の協力、つまり黙秘を解くように要求してきたのだけど、(私にもスジがありまして)そんなの受け入れられるわけなし。

そういうのは、いつものことだから別に驚かなかったのだけれど、驚いたのは、弁護士が私にワイシャツとかズボンとか持ってるか(?)と尋ねてきたこと。私の所持品は着ていたもの(下着)も含めてすべてFBIに押収されたまま。日本と違って、その押収品目録も私には来ないままなのです。そのことを話したら、首廻りは?胴廻りは?などとサイズを尋ねてくるのです。大体において、ネパールにいた頃とはサイズが違っているし、元々US式のサイズは知らないなんてのもありまして....。”そんなのどうでもいいよ、自分はこの拘置所のユニフォーム(囚人服、つまり半袖のツナギ、背中に ARLINGTON CO. JAIL と記入あり)で十分だよ”と言ったところが、“そんなの着て出廷したらそれだけで Jury から guilty(有罪)と判定される云々”ということでした。要は、Jury の前で芝居のためにもまずは化粧からということでしょうが、なんともはやという気分ではあります。 97,10-16 記